

議案第 1 号

市川市市政戦略会議条例の制定について

市川市市政戦略会議条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市市政戦略会議条例

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市市政戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 戦略会議は、本市の重要施策に関する事項及び行財政改革の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

2 戦略会議は、市長から求めがあったときは、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 戦略会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 戦略会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 市民
- 2 市長は、前項第3号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、1回に限り再任されることができる。
 - 5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門部会)

第7条 戦略会議に、専門の事項の調査研究及び事業の評価をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門部会は、調査研究及び評価の経過及び結果を戦略会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 戦略会議の事務は、企画部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、戦略会議の運営その他必要な事項は、戦略会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(市川市行財政改革審議会条例の廃止)

2 市川市行財政改革審議会条例（平成14年条例第18号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2行財政改革審議会委員の項を削り、同表に次のように加える。

市政戦略会議委員及び臨時委員	〃 9,100円
----------------	----------

理 由

本市の重要施策に関する事項及び行財政改革の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、及び建議するとともに、市長の求めに応じ意見を述べる機関として、市川市市政戦略会議を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。